

財団法人さいたま緑のトラスト協会

平成20年度事業計画

1 普及啓発活動事業

(1) 広報紙の発行

広報紙「グリーンアルファ」を年4回発行し、トラスト協会会員、市町村、緑のトラスト基金への大口寄附者、関係団体等に配布する。

(2) 「自然に親しむ会」の実施

会員及び県民向けの事業として、「自然に親しむ会」を実施する。

自然観察会や各トラスト保全地の特色を活かした活動を実施し、トラスト保全地の良さを紹介する。

(3) 広報活動の実施

① ホームページの活用

協会のホームページにおいて、活動内容やイベント等の情報を紹介する。

② 夏まつりや他団体主催のイベントでの広報活動

県と協会の共催による「夏まつり」を実施する。また、県や市町村主催のイベント等でトラスト運動の紹介や会員募集を実施する。

(4) 写真コンクールの実施

県と協会との共催によりさいたま緑のトラスト写真コンクールを実施する。

(5) 会員募集

緑のトラスト運動の輪を広げていくため、トラスト協会会員の募集を積極的に推進する。

「夏まつり」等のイベントを通して広く会員募集を行う。

2 さいたま緑のトラスト基金協力事業

イベント等での募金活動や提携カード利用の募金活動を実施する。

3 調査研究事業

今後のトラスト保全地の保全方法を調査研究する。

4 ボランティア活動事業

(1) ボランティアスタッフ研修会の開催

ボランティアスタッフの活動に必要な知識と技能を高めるため研修会を実施する。

(2) ボランティアスタッフ会議の開催

ボランティアスタッフの連携や活動の情報交換を図るため、ボランティアスタッフ会議を開催する。

(3) ボランティアスタッフの募集

トラスト運動指導員養成研修を実施し、トラスト運動の普及啓発活動や保全活動を担うボランティアスタッフを広く募集育成する。

(4) ボランティアスタッフ活動

緑のトラスト運動の普及啓発活動や、各トラスト保全地における保全活動を実施する。

0号地（浦和区）、1号地（見沼田圃周辺斜面林）、2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）、3号地（武蔵嵐山溪谷周辺樹林地）、4号地（飯能河原周辺河岸緑地）、5号地（山崎山の雑木林）、6号地（加治丘陵・唐沢流域樹林地）、7号地（小川原家屋敷林）、8号地（高尾宮岡の景観地）

5 さいたま緑のトラスト基金募金・広報活動事業 [県からの受託事業]

県の設置する「さいたま緑のトラスト基金」の造成のため、次の事業を実施する。

(1) 募金活動

募金箱及びポスター、パンフレット等を作成・配布するとともに、一般県民や団体等に広く募金を呼びかける。

(2) 「緑の十円玉募金 2008」の実施

ア 実施期間 7月～12月の6か月間
イ 対象 県内にある小・中・高等学校の児童・生徒
県内にある企業及び団体等の従事者等

(3) 「企業募金 2008」の実施

ア 実施期間 9月～12月の4か月間
イ 対象 県内企業等

6 緑のトラスト保全地管理保全事業〔県からの受託事業〕

緑のトラスト保全第1号地から第8号地までの保全管理業務委託契約に基づき、次の業務を実施する。

(1) 各トラスト保全地の巡視・美化活動

各トラスト保全地において1か月に2回、定期的な保全地内巡視による状況把握とゴミの収集等の清掃を行う。

(2) 各トラスト保全地における下草刈り、倒木除去、除伐・間伐等樹林地管理

保全地の植生に配慮し健全な森林環境を形成していくための下草刈り、倒木除去、除伐・間伐等の樹林地管理を行う。

(3) 各トラスト保全地における四阿、ベンチ等施設の維持管理・補修

歩道、境界柵、四阿、ベンチ、案内板等の施設の維持管理及び簡易な補修を行う。3号地におけるトイレの維持管理及び火災保険の加入を行う。

(4) その他、各トラスト保全地の管理に関すること

7 管理運営事業

(1) 理事会の開催

定例会を年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

(2) 評議員会の開催

定例会を年2回開催するほか、必要に応じて開催する。